



ひろよしあつこ
広吉敦子の

目黒・生活者ネットワーク

おひさまレポート

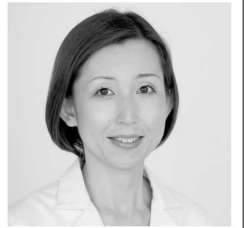
OHISAMA REPORT 2014. 7. 20 No. 88

発行責任者/今井真理 〒152-0003 目黒区碑文谷6-1-19 アネックスST 1階 TEL/FAX 03-3791-8069 http://meguro.seikatsusha.net

議会報告

第2回 定例会

広吉敦子の一般質問



地域の支え合いの中で親子は育ち、高齢者は見守られる

いじめ対策防止条例策定と介護保険制度の改正を控え、子どもや高齢者の「命」や「尊厳」に関わる問題について一般質問に取り組みました。

いじめ防止対策条例について

国は平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」を策定し、都は平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を策定しました。それを受け、目黒区でもいじめ防止対策条例策定に向けて準備をすすめています。

しかし、誰もがいじめの被害者や加害者になりうるため、法に書かれている道徳教育や罰則では根本的な解決につながりません。

条例に子どもの人権の視点を入れよ！

目黒区は早期に子ども条例を制定した先駆的自治体です。その「子ども条例」に「子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりの基本の考え方」として第3条に「(1)子どもの幸せを第一に考えること(2)子どもとの年齢や成長に配慮すること(3)子どもと大人の信頼関係を基本に、地域ぐるみで行うこと」とあり、「いじめ防止対策条例」にこの考え方を反映させるべきです。

いじめの根底にある問題は学校の中だけでは解決できない！

いじめる側、時にはいじめられる子どもを抱える課題は学校の中にあるだけではありません。地域から孤立している家庭や家庭環境、大人との関係など多岐にわたります。そのた

め、教育関係者以外の地域の専門員と連携して根本的な解決をめざすべきですが、区長からの答弁は「地域との連携を図って取り組んでいく」に留まりました。

「いじめに関する調査は、意味があるのか！

区はいじめの実態を調査するために年に3回、6問のアンケート調査を区立小・中学校全校で実施しています。しかし、子どもたちの真意が伝わるのか、教師の作業が増えて負担になっているのではないかと、調査報告により、偏見が増幅するのではないかと危惧し、区の考えを質しました。教育長は、「報告は特段の注意を払って行われている」と答弁しましたが、単なる実績作りにならないよう、注視していきます。

いじめを解決するには教師が子どもと同じく合う時間を増やす事、学校全体で取り組む体制をつくる事が大切！

いじめは早期発見と子ども自身が問題解決できるよう教師のサポートが必要です。そのためには学校全体の取り組みが大切であるという観点から質問したところ、区は法に定められた「学校いじめ対策委員会」を各小・中学校に設置し、校長のリーダーシップの下、状況に応じたメンバーでチームを組んで対応しているとの回答のみでした。子どもの

立場に立った第三者機関が必要です。

教育委員会と子ども家庭支援課の連携強化せよ。

いじめの背景には虐待が潜んでいることもあります。区内の情報共有は重要だと考え質問したところ、両部署の情報共有と連携を図るとともに学校・家庭との連携強化に努めるとの回答でした。今後、学校で子ども人権擁護委員の紹介などを行うについてよう働きかけます。

介護保険給付から介護予防をはずして良いのか？

今回の介護保険制度改正で目黒区の介護保険給付対象者の25%にあたる要支援1・2の対象者が29年度から給付を受けられなくなります。国は地域支援事業として専門分野は民間事業者、専門性が必要でない生活支援や見守り等をNPOやボランティアに担ってもらおうと考えていますが、生活支援や見守りは専門性や継続性を持ち、きめ細やかに寄り添いながら行う必要があるとあります。区は早急に要支援1・2のニーズを把握し、どのような支援体制を構築していくか考えていかなくてはなりません。

「めぐろシニアいきいきポイント事業」は、高齢者の見守り事業支援になるか！

この事業は要支援1・2の担い手ボランティア養成も目的としています。主に65歳以上の元気な高齢者の社会参加を促すものです。ボランティアに参加することで1回100円のポイントが、年間上限5,000円の商品券に還元されます。しかし、自身に還元されるだけでは専門性をもったボランティア養成は期待できません。更なる工夫が必要です。

杉並区の長寿応援ポイント事業はすごい！

この事業は60歳以上の地域貢献活動と75歳以上の生きがい活動に分かれ、1ポイント50円換算で8割は商品券と交換、2割は

「長寿応援ポイント」に寄付してもらい、それを高齢者支援、次世代支援、若者支援に助成する支え合いの仕組みとなっています。今年度は8事業に約470万円助成されたそうです。その結果「自宅を開放した高齢者サロンが増え、サロン運営に加え、担い手・サポーター養成講座や地域資源マップづくりなどの活動に広がっています。この事業にかんがりの予算をかけており、市民事業を増やすという杉並区の本気度が感じられる事例です。」

要支援1・2の担い手となるNPOを育てるために若い世代を含めたボランティア養成事業として本気で取り組め！

社会福祉協議会と連携して取り組んでいくとの回答でしたが、見守りや生活支援には専門性と継続性が必要のため、人材養成に本気で取り組むべきです。地域のつながりを促しボランティアだけでなく仕事にもなり、社会貢献にもつながるよう、人材養成をすすめていくべきだと考えます。

主な陳情審査

「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書に係る陳情について、目黒区は昭和60年に平和都市宣言を行い、その中で「目黒区は平和憲法を擁護し、核兵器のない平和都市であることを宣言することと謳っています。平和に対する国の考え方が大きく変わろうとしている今、平和都市宣言を区報等に取り上げ、平和を考える一助にすべき」と提案し、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書に賛成しました。

